

10 維持管理に関する計画書

維持管理に関する計画

排ガスの性状		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
ばいじん [g/Nm <sup>3</sup> ]		/		
硫黄酸化物 [Nm <sup>3</sup> /h]				
窒素酸化物 [cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ]				
塩化水素 [mg/Nm <sup>3</sup> ]				
ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> ]				
放流水の水質		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
水素イオン濃度 (pH)				
生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]		20mg/L以下	20mg/L以下	1回/月(浸透水)
化学学的酸素要求量 (COD) [mg/L]				
浮遊物質 (SS) [mg/L]				
浸透水		地下水検査項目及び基準値のとおり	地下水検査項目及び基準値のとおり	1回/年(浸透水)
地下水		地下水検査項目及び基準値のとおり	地下水検査項目及び基準値のとおり	1回/年(地下水)
ダイオキシン類 [pg-TEQ/Nm <sup>3</sup> ]		1pg-TEQ/L以下	1pg-TEQ/L以下	1回/年(地下水) 埋立開始後2年間
その他※		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
その他 維持管理に 関する事項	施設整備・点検の頻度等	index10-3-1~14 別添維持管理計画書のとおり		
	維持管理基準等への対応状況	index10-2-1~2 別記様式50-1-1のとおり		
	その他	index10-3-1~14 別添維持管理計画書のとおり		

※ 騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別記様式50-1-1 維持管理基準等への対応状況(安定型最終処分場)

1 維持管理基準\*関係

基準	措置内容	関連書類等
飛散、流出 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第1号)	飛散、流出する恐れがある廃棄物を埋め立てる際は、必要に応じて適宜覆土する。埋立作業時に粉塵の発生や廃棄物の飛散の恐れがある場合は、散水車による散水等を行い支障の発生防止に努める。また、強風時には埋立作業を行わないこととする。	index10-3-2
悪臭 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第2号)	悪臭を放す恐れのある廃棄物を埋め立てる際は、必要に応じて適宜覆土し悪臭の発生を予防する。	
火災 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第3号)	火災発生原因となり得る廃棄物を埋め立てる際は、必要に応じて適宜覆土し火災発生を予防する。 また、現場事務所内に消火器2本備え置く。	index11-1
衛生害虫等 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第4号)	場内に水たまり等が出来ないように平坦性を保持し、蚊、はえ等の発生の防止に努める。害虫等が発生した場合は、薬剤の散布により駆除する。	
立札 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第6号)	施設の整備・点検計画に基づき1回/月の点検を行い、汚れや破損がある場合は速やかに補修する。 また、表示事項に変更があった際は、速やかに書き換える。	index10-3-3
擁壁等の点検 (第2条第2項第2号柱書き ⇒第1条第2項第7号)	3施設の整備・点検計画のとおり。	index10-3-2~3
残余容量の測定、記録 (第2条第2項第2号柱書き ⇒第1条第2項第19号)	残余の埋立容量の算定は、年度末に現況測量を実施し平均断面法により算定する。算定の根拠となる資料及び埋立地の全景が確認出来る写真を合わせて保存する。	index10-3-4、-6
記録の作成及び保存 (第2条第2項第2号柱書き ⇒第1条第2項第20号)	埋立られた産業廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の処置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋めた位置を示す図面(都度)を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保管する。	index10-3-3、-5~6
囲い (第2条第2項第2号イ)	申請地の進入路は東側の市道添山29号線の1箇所より無く出入口の門扉に施錠することで外部よりの進入は出来ないため、囲いは、設置しない。	
展開検査 (第2条第2項第2号ロ)	展開検査の実施方法のとおり。	index10-3-1
地下水の水質検査 (第2条第2項第2号ハ)	埋立開始後は地下水検査項目を1回/年行い測定記録する。	index10-3-4
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ニ)	水質検査の結果で異状が確認された場合は、原因調査を行い、速やかに北海道渡島総合振興局に報告し、その原因が当該処分場にある場合は直ちに廃棄物の搬入及び埋立を中止する。また、北海道渡島総合振興局と協議の上生活環境の保全上必要な措置を行う。	index10-3-4~5
浸透水の水質検査 (第2条第2項第2号ホ)	埋立開始後は浸透水の地下水検査項目を1回/年行い測定記録する。 BODについては、1回/月行い測定記録する。	index10-3-4
浸透水の水質の基準不適合時の措置 (第2条第2項第2号ヘ)	水質検査の結果で特異な異状が確認された場合は、原因調査を行い、直ちに廃棄物の搬入及び埋立を中止し速やかに北海道渡島総合振興局に報告し、協議の上生活環境の保全上必要な措置を行う。	index10-3-4~5
開口部の閉鎖 (第2条第2項第2号ト)	埋立地の開口部について50cmの最終覆土を行い自社の資材置場として使用する。	index10-3-6
覆いの損壊防止 (第2条第2項第2号チ)	覆土及び土えん提の損壊等を防止するために定期的(大雨時、雪解け時等)に点検し損壊ヶ所が、露見した場合は、速やかに修復する。	index10-3-7

\*「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」



2 廃止基準\*関係

設備(基準)	対応・確認方法	関連図面等
悪臭発散防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第2号)	埋立地の開口部について50cmの最終覆土を行い悪臭の発散を防止する。	index10-3-6
火災発生防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第3号)	埋立地の開口部について50cmの最終覆土を行い火災発生を防止する。	index10-3-6
衛生害虫等発生防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第4号)	場内に水たまり等が無いか大雨時に目視点検を行い水たまりが確認された場合は修復をし蚊、はえ等の発生の防止に努める。害虫等が発生した場合は、薬剤の散布により駆除する。	
生活環境保全上の支障 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第11号)	発生ガス、浸透水水質、地下水水質などの検査を実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する。	index10-3-6
ガスの発生 (第2条第3項第2号柱書き ⇒第1条第3項第7号)	ガスの発生確認方法については、観測孔(φ100mmの塩ビ管を廃棄物内に3.0m程度挿入)上流側・中央・下流側の3箇所を設置し管内のメタンガスを携帯ガス検知器(例:理研計測NP-237H等)で現地調査する。埋立ガスがほとんど発生していないことを確認する。なお、当該検査においてガスの発生が確認された場合は、定期的(1回/3月)に検査を行い、2年以上ガスの発生量が増加しないことを確認する。	index10-3-6
埋立地の内部の温度 (第2条第3項第2号柱書き ⇒第1条第3項第8号)	埋立地の内部の温度は、上記観測孔より周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないことを確認するため、埋立地内部の温度と埋立地外の地中温度をセンサー付温度計で観測孔より直接測定し、温度の差が摂氏20度未満であることを確認する。(3ヶ月毎)	index10-3-6
構造基準への適合 (第2条第3項第2号イ)	土えん提・覆土に異常が無い点検する。(1回/月) 点検で異常が認められた場合は、直ちに適正な状況の回復に努める。	index10-3-3、6~7
地下水の水質 (第2条第3項第2号ロ)	地下水検査項目を1回/年行い測定記録する。	index10-3-4、-6
浸透水の水質 (第2条第3項第2号ハ)	埋立開始後は浸透水の地下水検査項目を1回/年行い測定記録する。 BODについては、1回/3月行い測定記録する。	index10-3-4、-6
覆い (第2条第3項第2号ニ)	覆土及び土えん提の損壊等を防止するために定期的(大雨時、雪解け時等)に点検し損壊ヶ所が、露見した場合は、速やかに修復する。	index10-3-7

※ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

# 維持管理計画書

令和 3年 2月 制定

## 1 産業廃棄物の受入管理

### (1) 事前の確認

排出事業者から産業廃棄物の処分依頼があった場合は、あらかじめ、当該産業廃棄物の情報（種類、量、発生工程、性状、荷姿、石綿含有産業廃棄物の有無等）を入手し、必要に応じて有害物質等の分析データ等も確認した上で、受入可否を検討する。

### (2) 委託契約の締結

(1) の事前の確認において、受入に支障がないことを確認してから、委託契約を締結する。

### (3) 受付作業

#### ア 受付時の確認

管理棟において受付をする際には、目視により運搬車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。

事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合は、受入を拒否する。

#### イ 計量

アの確認が終了した運搬車両について、トラックスケールで搬入量の計量を行い、廃棄物の種類ごとに埋立量を確認、記録する。

#### ウ 展開検査

搬入された産業廃棄物を展開検査場所に降ろし、重機等を用いて薄く敷き広げた後、目視により安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入等の有無、事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容との相違等について確認する（これらの作業は運搬車両ごとに行う。）。

安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。また、当該産業廃棄物の写真撮影を行うとともに、展開検査結果を別紙「展開検査記録票」に記録して保管する。

#### エ 抜取検査

必要に応じて、搬入された産業廃棄物の抜き取り検査を行い、性状を分析する。

分析の結果、受入が不可能な物質等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。

## 2 埋立作業管理

### (1) 埋立作業

#### ア 運搬車両からのダンピング(荷卸し)

産業廃棄物のダンピングは指定した埋立エリアで行う（石綿含有産業廃棄物を埋め立てる場合は、特定の埋立エリアを指定する。）。

#### イ 敷き均し、転圧作業

ダンピングした産業廃棄物は、タイヤショベル等により埋立エリアに敷き均し、転圧を行う（必要に応じ、破碎・混合作業も実施）。

ただし、石綿含有産業廃棄物を埋め立てる際は、敷き均し・転圧作業は行わず、ダンピング後その表面に速やかに覆土する。

### (2) 埋立時の覆土

一日の作業終了時には覆土（約10cm程度）、を行う。

ただし、飛散する恐れのある廃棄物を受け入れた場合などは、必要に応じて適宜覆土を行うこととする。

(3) その他環境保全対策等

埋立作業の実施時に、粉じんの発生や廃棄物の飛散が生じる恐れがある場合は、散水を行うなどして支障の発生防止に努める。

また、強風時には埋立作業を行わないこととする。

### 3 施設の整備一点検計画

施設の機能維持に影響を与える異状を早期に発見するため、各設備の整備一点検計画を次のとおり定める。

(1) 点検の種類

当該最終処分場においては、次の点検を実施する。

ア 日常点検

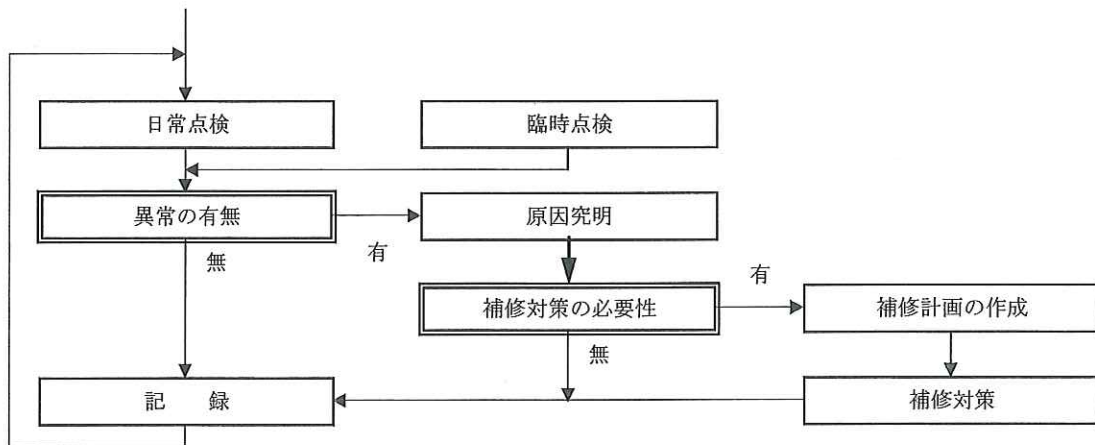
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異状の早期発見を目的として実施する点検。

イ 臨時点検

大雨、地震時などの異常時に随時実施する点検。

(2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



(3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検方法は次のとおりとする。

ただし、大雨・地震時などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められ項目について、随時点検を実施する。



表 1 各設備の点検内容等

点検設備	点検項目	点検設備	点検方法
貯留構造物 (土えん堤)	堤体への廃棄物・土砂の堆積	1回/週	目視
	堤体からの漏水		目視(測定)
	堤体の亀裂		目視
	堤体の膨潤	1回/月	沈下計(測量)
	堤体の沈下		目視(測定)
	小段の侵食・崩壊	1回/週	目視
	法面の侵食・洗掘		目視
	法面のはらみだし		目視
	法面の崩壊・崩落	1回/月	沈下計(測量)
	基礎地盤の沈下	1回/週	目視
地山の滑落・崩壊			
立札	汚れ・損壊	1回/月	目視
	記載内容		
囲い	破損・損壊	1回/月	目視
	範囲明示杭等の状況		
浸透水の 採取設備	管のひび割れ、穿孔(露出部)	1回/月	目視
	管へのスケール付着		目視(カメラ)
	被覆材の流出(露出部)		目視
その他の設備	支障の有無	1回/月	目視

(4) 異状発見時の対応

(3) の点検により異状が発見された際は、原因究明調査を行う。

調査の結果、補修が必要と認められる場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。  
 なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事前に法的手続きの有無等について北海道渡島総合振興局と相談する。

(5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

(6) 施設の整備

ア 浸透水の採取設備・地下水採取設備

3年に1回を目途に洗浄を行うこととする。

(洗浄は、浸透水・地下水の水質検査の終了後に実施する。)

イ 計量設備(トラックスケール)

年に2回、計量法に基づく定期検査を受検する。

#### 4 モニタリング

施設の機能、周辺の環境に与える影響及び廃止基準の達成状況などを把握するため、次のとおりモニタリングを行う。

##### (1) モニタリング内容等

当該最終処分場におけるモニタリング対象、項目、頻度等は次のとおりとする。

##### ア 埋立開始前

検査対象	点検項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	埋立開始前 1回	
	ガス類			

##### イ 埋立開始から廃止まで

検査対象	点検項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	1回/年	
			1回/月	
	ガス類		1回/年	当初2年のみ
浸透水	地下水等検査項目	浸透水の採取設備 (採取マンホール)	1回/年	
	BOD		1回/月	※1
悪臭	硫化水素臭	埋立エリア	随時	
残余容量	残余の埋立容量	埋立地	1回/年	※2

##### ウ その他廃止基準関係（埋立終了後）

検査対象	点検項目	検査箇所	検査頻度	備考
埋立ガス	発生量	塩ビ管観測孔 φ100mm	1回/3月	※3
	メタン濃度			
埋立地 温度	埋立地内温度	塩ビ管観測孔 φ100mm	1回/3月	※4
	埋立地外温度	地下水採取設備（下流）	1回/3月	

※1 埋立終了後の検査頻度は「1回/3月」とする。

※2 埋立地の残余の埋立容量について、原則として測量により確認する。なお、当該検査は、埋立終了後は実施しない。

※3 埋立終了後の最初の検査でガスの発生が確認されない場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする。

※4 埋立終了後の最初の検査で埋立地内と埋立地外の温度の差が20°C未満である場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする

##### (2) 異状時に講じる措置

##### ア 埋立開始前

地下水水質検査で異状（地下水等検査項目の検出など）が確認された場合は、原因究明



調査を行う。

また、異状が確認された項目については、(1)イにおける検査頻度を1回/3月とし、一定期間継続監視する。

イ 埋立開始から廃止まで

(ア) 地下水

地下水水質検査で異状（水質の悪化など）が確認された場合は、その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかである場合を除き、原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道渡島総合振興局に報告する。

原因調査の結果、その原因が当該最終処分場にあることが判明した場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、北海道渡島総合振興局と協議の上、適切な対策を講じるものとする。

(イ) 浸透水

a 基準超過時

浸透水水質検査で特異な異状（地下水等検査項目及びBODの基準超過）が確認された場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道渡島総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

b 水質悪化時（基準超過は見られないが、地下水等検査項目を検出した場合など）

浸透水水質検査で異状（過去に検出していない項目の検出など）が確認された場合は、その原因の調査を行い、適切な対策を講じるものとする。

(ウ) 悪臭

埋立時に硫化水素臭が確認された場合は、ただちに臭いが確認された埋立エリア周辺を立入禁止とし、適切な防護策を講じた上で埋立ガスの硫化水素濃度を測定するとともに、原因の調査を行う。

また、測定した硫化水素濃度及び原因調査方針について、速やかに北海道渡島総合振興局に報告し、対応を協議した上で、適切な対策を講じるものとする。

## 5 情報管理

(1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の埋立量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成し、その一部については、次のとおり閲覧に供する。

なお、作成した記録は当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

ア 閲覧場所

有限会社田島殖産事務所 北斗市昭和一丁目1番5号 電話0138-73-0118

イ 閲覧時間

9時から17時まで（日曜日及び祝祭日を除く。）

ウ 閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から3年間

エ 閲覧に供する記録及び備え置く期日

表2のとおりとする。

表2 閲覧に供する記録及び備え置く期日

	閲覧に供する記録	備え置く期日
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
3	残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
4	展開検査の各月ごとの実施回数	翌月の末日
	安定型最終処分場以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
5	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	当該水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	
	水質検査の結果の得られた年月日	
	水質検査の結果	
6	地下水又は浸透水の水質悪化等が認められた場合に、必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	上記措置の内容	

(2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記(1)の閲覧に供する記録及び当該最終処分場の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

ア 公表するホームページのアドレス

<http://www.sanpai.or.jp/m-info/040/> (変更する場合があります。)

イ 公表期間

(ア)維持管理の状況に関する情報

表2に定める備え置く期日から起算して3年を経過するまでの間

(イ)維持管理に関する計画

許可後から当該最終処分場の廃止までの間

6 埋立処分終了後の維持管理

(1) 埋立処分終了後の維持管理費用

埋立処分終了後廃止までの間の維持管理費用に充てるため埋立期間中に法に基づき適正に維持管理積立金を積み立て、埋立終了後には、積み立てた額の中から当該年度の維持管理に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行う。

(2) 埋立終了時の措置

ア 廃棄物の埋立終了時は、埋立地の開口部を50cm以上の土砂で最終覆土する。

また、覆土面は張芝及び低木の植樹により植生工を施す。

イ 発生ガス及び埋立地内外の温度を確認し、モニタリングの要否を確認する。

(3) 廃止までの維持管理

埋立終了後には、3の施設の整備・点検計画の表2に次の項目を追加する。

点検設備	点検項目	点検設備	点検方法
覆い	損壊の有無	1回/月	目視



◎産廃処理施設維持管理記録簿【安定型(用紙1)】

作成[1か月分を集計した]日: 令和 年 月 日

対象期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1. 埋立てた産廃の種類及び数量(単位)記入すること。 2. 展開検査の実施状況を記入すること。

産廃の種類	左の数量(単位)
がれき類	( ) / 月
廃プラスチック類	( ) / 月
金属くず	( ) / 月
コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くず	( ) / 月
ゴムくず	( ) / 月
上記の混合産廃	( ) / 月
	( ) / 月

展開検査		回数
展開検査の実施回数	別図1のとおり※1	回
展開検査の場所	令和 年 月 日	
安定型以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	

3. 施設を点検し、記録すること。

点検日	土えん提等
異常の有無	令和 年 月 日
必要な措置を講じた年月日及び措置内容	有・無 令和 年 月 日

[規則12条の7の3第四号イ]

[規則12条の7の3第四号ハ]

[規則12条の7の3第四号ロ]

4. 浸透水のBOD検査(1回/月測定)

の実施状況と措置内容を記入すること。

水の採取場所	別図1のとおり※1
水の採取日	令和 年 月 日
分析結果受理日	令和 年 月 日
BOD	mg(基準値20mg/ℓ以下)
異状の有無	有・無
必要な措置を講じた年月日と措置内容※3	

5. 水質検査(1回/年測定)の実施状況と措置内容を記入すること。

地下水		浸透水	
水の採取場所	別図1のとおり※1	別図1のとおり※1	
水の採取日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
分析結果の受理日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
分析結果	別紙2のとおり※2	別紙2のとおり※2	
異状の有無	有・無	有・無	
必要な措置を講じた年月日と措置内容※3			

[規則12条の7の3第四号二]

[規則12条の7の3第四号二、ホ]

7. 処分場の残余埋立容量(1回/年)測定値を記入すること。

観測日	令和 年 月 日
処分場埋立容量	
現在埋立容量	
残余埋立容量	

6. ガスの発生状況及び地内温度測定(1回/月測定)の実施状況と措置内容を記入すること。

ガスの発生		温度測定	
観測日	令和 年 月 日	外気温度	地内温度
異常の有無	有・無	令和 年 月 日	令和 年 月 日
必要な措置を講じた年月日と措置内容※3		有・無	有・無
観測値		度	度
観測値		度	度
異常の有無		有・無	有・無
必要な措置を講じた年月日と措置内容※3			

- ※1 処分場の平面図に明示すること。
- ※2 用紙 2に記載するか又は計量証明書を添付すること。
- ※3 異常が認められた場合のみ記入すること。

◎産廃処理施設維持管理記録簿【安定型(用紙2...水質検査)】

作成日：令和 年 月 日

○地下水等検査項目(1回/年測定)の水質検査

地下水等検査項目(1回/年測定)の水質検査	検査対象水の区分	地		下		水	
		上		下		透	
		年	月	年	月	年	月
採取場所の略称		令和	年	令和	年	令和	年
採水等年月日		令和	年	令和	年	令和	年
検査の受理年月日		令和	年	令和	年	令和	年
水質検査基準値		検査値		検査値		検査値	
地下水検査項目		検査値		検査値		検査値	
アルキル水銀	検出されないこと。						
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下						
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下						
鉛	0.01 mg/ℓ以下						
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下						
砒素	0.01 mg/ℓ以下						
全シアン	検出されないこと。						
PCB	検出されないこと。						
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下						
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下						
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下						
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下						
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下						
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下						
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下						
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下						
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下						
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下						
チウラム	0.006 mg/ℓ以下						
シマジン	0.003 mg/ℓ以下						
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下						
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下						
セレン	0.01 mg/ℓ以下						
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下						
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	0.002 mg/ℓ以下						
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ℓ以下						
BOD	20.0 mg/ℓ以下						





## 展開検査の実施方法

### 1. 受入処理の方法

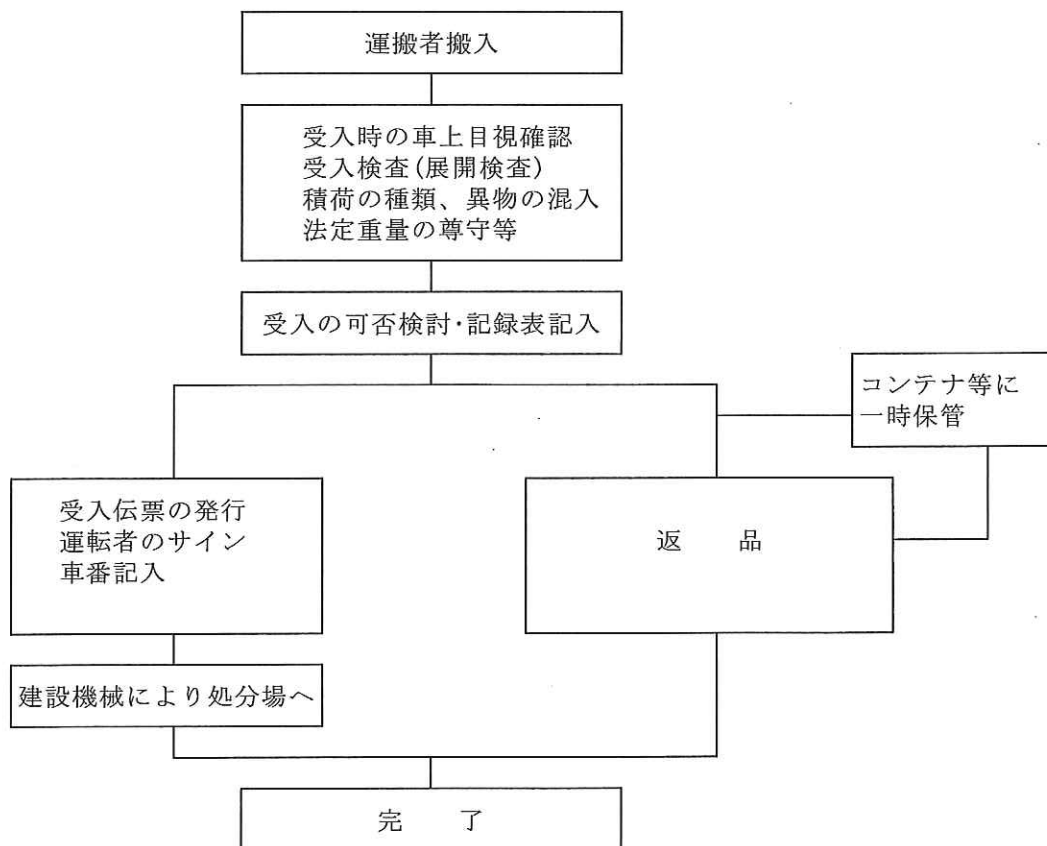
#### (1) 受入時の確認方法

- ア. 搬入車両の廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が、混入又は付着の有無を車両搬入時に梯子を掛け車上から目視により確認するとともに、マニフェスト伝票と照合する。
- イ. 目視確認の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が、混入又は付着していることが判明した場合は、受入を拒否する。

#### (2) 展開検査場での実施方法

- ア. 搬入された産業廃棄物を荷下ろしする前に再度、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が、混入又は付着の有無を展開検査場にて目視により確認する。
- イ. 目視確認の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が、混入又は付着していることが判明した場合は、受入を拒否する。
- ウ. 搬入された産業廃棄物を展開検査場に荷下ろしし、建設機械を用いて安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等を検査し、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等が確認された場合は、人力や選別機械等を用いて分別する。
- エ. 安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等が確認された場合は、排出業者、収集運搬業者、廃棄物の種類、およその量及び返品の日付を、別紙「展開検査記録表」(次項)に記録し保管する。更に、写真撮影を行い合わせて記録する。
- オ. 上記ウの分別が速やかに終了した場合は、搬入業者に安定型産業廃棄物処分場にて受入可能な廃棄物以外の廃棄物を引き渡す。  
搬入業者が帰ってしまった場合は、別途コンテナ等に当該廃棄物を一時保管し搬入業者に連絡し、速やかに引き渡し手続きを行う。  
また、安定型産業廃棄物以外の廃棄物等が混入された場合におけるマニフェスト伝票の取扱については、必要に応じて数値等の訂正を行うか、新たに再発行を依頼する。
- カ. 展開検査については、搬入車両ごとに行い、上記オまでの作業が終わるまでは、次の搬入車両に関して上記ウの作業は行わない。

受入方法フロー図





## 埋立終了から廃止までの維持管理方法

### 埋立終了時

1. 埋立処分が終了した場合 埋立地を、速やかに覆土（50 cm）し開口部を閉鎖する。

### 埋立終了後、次の次項を確認点検する。

1. 悪臭や火災、害虫の発生の異常の有無を確認する。（1回／月）
2. 最終処分場の周縁の地下水を汚染していないか、地下水等検査項目検査をする。（1回／年）
3. 最終処分場の浸透水について地下水等検査項目検査を実施する。（1回／年）
4. 最終処分場の浸透水についてBOD検査を1回／3ヶ月に実施する。（4回／年）
5. ガスの発生、埋立地内部の温度について、異常が無いか確認する。（3ヶ月毎）  
※ガスの発生確認方法については、観測孔（φ100mmの塩ビ管を廃棄物内に3.0m程度挿入）上流側・中央・下流側の3箇所を設置し管内のメタンガスを携帯ガス検知器（例 理研計測 NP-237H 等）で現地調査する。埋立地の内部の温度は、周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないことを確認するため、埋立地内部の温度と周辺の地中温度をセンサー付温度計で観測孔より直接測定し、温度の差が摂氏20度未満であることを確認する。
6. 土えん提・覆土に異常が無いか点検する。（1回／月）
7. 上記の点検で異常が認められた場合は、直ちに適正な状況の回復に努める。

埋立終了後、上記項目を廃止基準に従って点検・検査・その他の措置の記録を「埋立終了から廃止までの維持管理記録簿」（次項）に作成し、当該処分場の廃止までの間保管する。



## 埋立終了から廃止までの維持管理記録簿

年度 \_\_\_\_\_

実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	特記事項
点検項目													
土えん堤・覆土の異常はないか。													
悪臭・災害・害虫の発生はないか。													
地下水水質検査 (地下水等検査項目)													(計量証明書添付)
浸透水水質検査 (地下水等検査項目)													(計量証明書添付)
浸透水水質検査(BOD)検査													(計量証明書添付)
ガス発生・地内温度測定													